

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付要綱

制定 令和4年9月25日 政共第125号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、現代的な社会課題や複雑な地域課題の解決のために「企業版ふるさと納税」を活用し、具体的なプロジェクトやゾーン形成支援、情報発信、取組によって達成される市民のウェルビーイングの可視化を行う団体または中間支援組織と市民協働事業を行うことで、横浜版地域循環型経済（サーキュラーエコノミーplus）を推進する取組に対し、横浜版地域循環型経済推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）法人

商業登記を行った会社及び法人登記を行った団体をいう。

（2）中間支援組織

横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第2条第5項に規定する市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

（3）倒産

次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 個人事業者が、所得税法（昭和40年法律第83号）第229条に規定する廃業の届出により、事業を廃止する場合

イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合

ウ 個人事業者又は法人が、破産法（平成16年法律第57号）に基づく破産の申立てをした場合

（4）横浜版地域循環型経済（サーキュラーエコノミーplus）

資源や製品の循環に限らず、循環を通じた「ひと」をエンパワーメントにより持続可能なまちづくりを目指す、新たな社会経済モデル

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、横浜版地域循環型経済を推進する団体または中間支援組織で、横浜市内に事業所・事務所を設置する法人格を有する特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人及び株式会社等とする。

2 前項に定める者のうち、次の各号に該当する者は、交付対象外とする。

- (1) 申請年度において本補助金の交付を受けた者
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (4) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 市税の滞納がある者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税の猶予が認められている場合は除く。）
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

（宣誓事項）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項の全てについて、第 7 条に規定する横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書等」という。）により宣誓しなければならない。

- (1) 前条第 1 項に規定する補助対象者であること。
- (2) 前条第 2 項に規定する交付対象外の要件に該当しないこと。
- (3) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守すること。
- (4) 交付申請書等及び第 7 条第 1 項各号に定める添付書類に虚偽のないこと。
- (5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、提出書類に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められる場合は不正受給には該当しないものとする。）等が発覚した場合には、第 16 条の規定に従い補助金の返還等を行うこと。

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、主として「横浜版地域循環型経済」を具現化するプロジェクトとゾーン形成に向けた支援、情報発信を通じた横浜版地域循環型経済の普及及び横浜版地域循環型経済によって達成される市民のウェルビーイングの可視化を実施し、市民一人ひとりのウェルビーイングの実現と横浜版地域循環型経済の他地域への展開を目指し、補助対象年度内に実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 同一又は一部が重複する事業計画で、横浜市若しくは外郭団体等（市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人又は業務の全部若しくは一部が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体のうち、市がその施策の推進を図るため、その運営者として市長が認めるものをいう。）から、補助金、助成金、その他資金援助、委託を受けている事業
- (2) 宗教活動を目的とする事業
- (3) 政治活動を目的とする事業

（補助対象経費及び補助限度額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助対象経費は、別表1に定めるところによる。

3 国、神奈川県、その他団体等から同様の補助金その他資金援助等（以下「他の補助金等」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助対象経費は、他の補助金等を除いた額とする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

5 補助金により財産を取得する場合は、所有権が補助対象者に帰属する経費を対象とする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付申請書（第1号様式。）

(2) 横浜版地域循環型経済推進事業補助金実施計画書（第2号様式。以下「実施計画書」という。）

(3) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

(4) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）の写し

2 市長は、前項の書類のほか必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 組織図、過去1年間の貸借対照表及び損益計算書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

3 申請者は、本条第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない

4 一つの団体は、同一年度内において、複数の事業について補助申請することはできない。

（審査）

第8条 前条による申請があった場合、市長は、補助対象事業の適正な審査・評価を行う審査会の審査結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 政策局総務部総務課長

(2) 政策局政策部政策課担当課長

(3) 市民局地域支援部市民協働推進課長

(4) 財政局財政部財政課財政調査担当課長

(5) 総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課長

(6) (1)～(5)に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 審査会は、別表2に掲げる評価基準に基づき、審査・評価を行う。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、第1項の決定に基づき、交付の場合は横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、不交付の場合は横浜版地域循環型経済推進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式。以下「補助金不交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。
- 3 市長が必要とあると認めた場合、交付決定に関し条件を付すことができる。

(補助金交付の請求)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜版地域循環型経済推進事業補助金支払請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）により行わなければならない。

- 2 第11条の2項により補助金を交付する場合は、第9条の交付決定後に請求書により行う。

(交付の時期等)

第11条 運営団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。
- 3 概算払いにより補助金を受領した場合、事業終了後30日以内に概算払金清算書（第11号様式）を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、補助金交付申請の取下げを行う場合、横浜版地域循環型経済推進事業補助金申請取下届（第6号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合、当該申請は無効とする。なお、第9条の交付決定後においては、市長は横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式。以下「取消通知書」という。）により申請者に通知する。

(実施報告書の提出)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後30日以内に、横浜版地域循環型経済推進事業補助金実施報告書（第8号様式。以下「実施報告書」という。）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第8号様式の2）
 - (2) 経費の支払いを証する書類（領収書の写し等）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長が必要と認めた場合、前項の書類に加え、成果物の確認・提示を求めることができるものとする。
 - 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、事業完了又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了時に補助金の申請者の

資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(交付額確定)

第 14 条 市長は、前条の実施報告書を受理した場合は、審査し、適当と認める場合は、第 6 条に基づく補助限度額を上限として補助金額を確定し、横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付額確定通知書（第 9 号様式。以下「確定通知書」という。）により、確定した補助金額を通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜版地域循環型経済推進事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 10 号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者が補助事業完了前に事業所を市外に移転した場合
- (2) 補助対象者が補助金の交付前に倒産した場合
- (3) 他の機関から同種の補助を受けており、かつ申請時に報告していなかった場合
- (4) 市税又は市町村民税の滞納があった場合
- (5) 前各号のほか第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象者の要件又は第 5 条各項に規定する補助対象事業に該当しない場合
- (6) 補助金の交付条件に違反した場合
- (7) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められる場合
- (9) 日本の法令又は補助決定内容に違反した場合

2 前項の規定は、第 9 条の補助金の交付決定及び第 14 条の補助金の交付額の確定後においても適用されるものとする。

3 市長は、当該交付決定を取り消す場合は、取消通知書により申請者に通知する。

4 市長は、補助対象者が第 1 項第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当した場合、補助対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 前条の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の返還を命じた場合、市長は補助対象者が補助金を受領した日から交付補助金相当額を返還した日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間においての既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を補助対象者に納付させることができる。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が定められた納付期限までに補助金相当額を納付しなかった場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付させることができる。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 18 条 前条第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付した場合、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（暴力団排除の確認）

第 20 条 市長は、必要に応じ申請者又は補助対象者の第 3 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（市税納税の確認）

第 21 条 市長は、必要に応じ申請者又は補助対象者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して調査を行うことができる。

（財産の管理及び処分）

第 22 条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、事業の実施及び事業の成果物にかかる財産については、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間は補助対象者が管理するものとし、市長は、その管理期間中の当該財産の状況について随時必要な報告を徴することができる。

2 補助対象者は、前項の財産について、その管理期間中、原則として、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

（関係書類の保存期間）

第 23 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年とする。ただし、別途市長が定める場合を除く。

（調査等への協力）

第24条 市長は、補助対象者に対し、必要があると認めた場合、補助金の使途について調査を行うことができる。

2 補助対象者は、市長の依頼に応じて、当該補助事業に関するアンケート・ヒアリング調査等に協力するものとする。

3 市長は、補助対象者の名称、交付年度、取組内容等を公表できるものとする。

(入札又は見積書の徴収)

第25条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内事業者(横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。)により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は政策局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月25日から施行する。

別表1（第6条）補助対象経費

使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

補助対象経費	補助対象経費の例
事業の実施及び事業の成果物であるサービス、製品、人件費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料及び備品購入費	システム設計費、システム構築費、機器購入費、設置費、必要となる機器のリース費、保守委託費、印刷物等の広報媒体作成費、備品購入費、消耗品費

補助対象外の経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱費、交通費、食糧費、スキルアップ及び能力開発のための研修参加費、税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用、各種間接手数料、借入金などの支払利息及び遅延損害金、交際費、慶弔費、懇親会費 ・ 契約・取得から支払いまでの手続きが事業実施期間内に行われていない経費 ・ 補助対象事業に使用しない物品の購入、外注等 ・ 経費の内訳を証する書類、支払い証拠等の帳票類に不備や虚偽等が認められたもの ・ 他の取引と相殺して支払いが行われているもの ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの ・ 自社調達及び役員の重複又は資本関係がある企業間の取引に要する経費 ・ 収入印紙代、消費税、振込手数料、代引手数料等の間接経費 ・ 法人の運営に係る経費、他の事業に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費 ・ 賃金、手当等、補助金の交付を受けた法人の構成員に対し労務提供の対価として支払われる経費 ・ その他、事業に直接必要とは認められない経費 ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費

その他定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表2（第9条）評価基準

1 評価事項

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行う。採点が同点の場合は、評価項目のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、補助対象者を決定する。

（表1）評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点	評価	評価点
1 市民一人ひとりのウェルビーイングの実現と横浜版地域循環型経済の他地域への展開への寄与	① 「横浜版地域循環型経済」を具現化するプロジェクトとゾーン形成に向けた支援	横浜版地域循環型経済の推進に資する具体的なプロジェクトへの支援が提案されているか。	15点		
	② 情報発信を通じた横浜版地域循環型経済の普及	横浜版地域循環型経済を普及するための情報発信に有効な媒体やコミュニティ形成能力を有しているか。	15点		
	③ 横浜版地域循環型経済によって達成される市民のウェルビーイングの可視化	市民のウェルビーイングを可視化するための指標作成に関するノウハウを有しているか。	15点		
2 事業の実現性	① 事業内容	事業内容や計画が具体的に計画されるとともに、手法、実施スケジュール、経費等が事業の内容と比較して適切か。期限内に完了する事業か。	15点		
	② 事業実施体制	実施体制が適切であるとともに、必要な場合は知識や経験が豊富な専門スタッフの確保がなされているか。	15点		
3 事業の持続可能性	① 事業の継続性	補助対象期間以降も事業の継続が期待できる提案内容となっているか。	15点		
	② 事業の発展性	住民のボランティア活動や共助の取組ではなく、事業者によるソーシャルビジネス化による発展性を前提とした内容となっているか。	15点		
4 事業の先駆性		本事業の成果をモデル化し、他地域へ展開することが期待で	15点		

評価項目	評価の着眼点	配点	評価	評価点
		きる提案内容か。		
合計（120満点）				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行う。
- (2) 評価点について、配点にA=3/3、B=2/3、C=1/3を乗じて算出する。
- (3) 各委員の評価点の合計点が、総配点の6割を超えない場合は不適格とする。

(表2) 評価の視点

評価項目	評価の着眼点	評価			
		A (15点)	B (10点)	C (5点)	
1 市民一人ひとりのウェルビーイングの実現と横浜版地域循環型経済の他地域への展開への寄与	① 「横浜版地域循環型経済」を具現化するプロジェクトとゾーン形成に向けた支援	横浜版地域循環型経済の推進に資する具体的なプロジェクトへの支援が提案されているか。	十分体制が整っている	体制が整っている	体制が整っていない
	② 情報発信を通じた横浜版地域循環型経済の普及	横浜版地域循環型経済を普及するための情報発信に有効な媒体やコミュニティ形成能力を有しているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である
	③ 横浜版地域循環型経済によって達成される市民のウェルビーイングの可視化	市民のウェルビーイングを可視化するための指標作成に関するノウハウを有しているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である
2 事業の実現性	① 事業内容	事業内容や計画が具体的に計画されるとともに、手法、実施スケジュール、経費等が事業の内容と比較して適切か。期限内に完了する事業か。	優れている	適切である	不十分である
	② 事業実施体制	実施体制が適切であるとともに、必要な場合は知識や経験が豊富な専門スタッフ	十分体制が整っている	体制が整っている	体制が整っていない

評価項目	評価の着眼点	評価			
		A (15点)	B (10点)	C (5点)	
		の確保がなされているか。	る		
3 事業の持続可能性	① 事業の継続性	補助対象期間以降も事業の継続が期待できる提案内容となっているか。	非常に優れており、期待できる提案内容である	適切な提案内容である	期待できない提案内容である
	② 事業の発展性	住民のボランティア活動や共助の取組ではなく、事業者によるソーシャルビジネス化による発展性を前提とした内容となっているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である
4 事業の先駆性		本事業の成果をモデル化し、他地域へ展開することが期待できる提案内容か。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付申請書

（申込先）

横浜市 長

（申請者） 〒

所在地

会社名又は名称

代表者 職

氏 名

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助対象事業の開始及び完了予定年月日
開始予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

3 交付要綱第4条に基づく宣誓
補助金の申請にあたって、次に掲げる全ての事項を確認し、宣誓します。

項目	チェック
交付要綱第3条第1項に定める交付対象者であることに相違ありません。	
交付要綱第3条第2項に定める交付対象外の要件に、いずれも該当しません。	
法令、条例、補助金規則、交付要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を順守します。	
交付申請書等及び添付書類に虚偽はありません。	
不正受給等が発覚した場合には、交付要綱第16条の規定に従い補助金の返還等を行います。	

4 添付書類

- (1) 横浜版地域循環型経済推進事業補助金実施計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

横浜版地域循環型経済推進事業補助金実施計画書

1 申請者の概要

組織名			
代表者名			
所在地			
従業員数	名	設立年月日	年 月 日
事業内容及び組織 (※)	(事業内容)		
	(組織図)		
連絡先担当者名			
電話・FAX	電話：	FAX：	
E-mail			
HPアドレス			

※事業内容、組織図は会社案内等の添付により省略可。

2 実施事業の概要

事業名	
取組内容 (記入欄は必要に応じて広げて記載してください)	<p><「横浜版地域循環型経済」を具現化するプロジェクトとゾーン形成に向けた支援></p> <p><情報発信を通じた横浜版地域循環型経済の普及></p> <p><横浜版地域循環型経済によって達成される市民のウェルビーイングの可視化></p> <p><実施スケジュール></p>

3 収支予算計画

支出の部 (出費)	補助対象として申請する経費	時期	金額 (税込) 円
	合計 (※1)		
収入の部 (原資)	補助金交付申請額		
	自己資金		
	その他 (借入金等ある場合は記載)		
	合計 (※2)		

(注1) 支出の合計 (※1) と収入の合計 (※2) は同額になります。

第3号様式（第9条関係）

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇（職位） 〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇 印

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日に申請のありました横浜版地域循環型経済推進事業補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー

2 交付条件

- (1) この補助金は、横浜版地域循環型経済推進事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、実施報告書及び収支決算書を提出してください。
- (3) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (5) 交付金額確定後、実績金額との差引を清算します。

第4号様式（第9条関係）

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇（職位） 〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇 印

横浜版地域循環型経済推進事業補助金不交付決定通知書

令和〇年〇月〇日に申請のありました横浜版地域循環型経済推進事業補助金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

横浜版地域循環型経済推進事業補助金請求書

(請求先)
横浜市 長

(請求者) 印
所在地
会社名又は名称
代表者 職
氏 名

令和〇年〇月〇日〇〇第〇号で交付決定を受けた横浜版地域循環型経済推進事業補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

振込先

振込先	銀行・信用金庫・信用組合 支店 (金融機関コード 支店コード)
種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	
口座名義人の氏名が代表者と異なる場合、ご記入ください。	上記口座に補助金をお振込みください。 代表者（職・氏名） 印

※交付決定通知書の写しを添付してください。

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付申請取下届

（申込先）
横 浜 市 長

（申請者） 印
所 在 地
会社名又は名称
代 表 者 職
氏 名 印

令和〇年〇月〇日に申請しました横浜版地域循環型経済推進事業補助金については、横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付要綱第12条第1項に基づき申請を取り下げます。

1 申請金額

_____ 円

2 取下げ理由

第7号様式（第12条関係）

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇（職位） 〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇 印

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付決定取消通知書

令和〇年〇月〇日〇〇第〇号で交付（決定）した横浜版地域循環型経済推進事業補助金について、下記のとおり、交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

1 補助金交付（決定）額 _____ 円

2 取消の理由

年 月 日

横浜版地域循環型経済推進事業補助金実施報告書

（請求先）
横 浜 市 長

（申請者） 印
所 在 地
会社名又は名称
代 表 者 職
氏 名 印

令和〇年〇月〇日〇〇第〇号で交付決定を受けた事業について、横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付要綱第13条第1項に基づき、次のとおり横浜版地域循環型経済推進事業補助金の実施報告をします。

1 事業名

2 添付書類

- (1) 収支決算書（第7号様式の2）
- (2) 経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

注）本報告書に加え、成果物の確認をさせていただく場合があります。

実施事業の概要

実施内容	
事業実施による効果	
実施期間	事業開始 年 月 日 事業完了 年 月 日
本事業は公正、適正に実施されたことを証明します。 事業者名 住所 連絡先 担当者 印	

横浜版地域循環型経済推進事業補助金収支決算書

(単位 円)

収入の部	項目	予算額	決算額	説明
	本助成金以外の収入			
	横浜版地域循環型経済推進事業補助金			
合 計				

支出の部	項目	予算額	決算額	説明
	補助対象経費			
		小 計		
補助対象外経費				
		小 計		
合 計				

第9号様式（第14条関係）

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇（職位） 〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇 印

横浜版地域循環型経済推進事業補助金交付額確定通知書

令和〇年〇月〇日に報告がありました横浜版地域循環型経済推進事業補助金について、次のとおり補助額を確定しましたので、通知します。

- 1 事業名
- 2 横浜版地域循環型経済推進事業補助金確定額

_____ 円

令和 年 月 日

横浜市長

所在地
法人(団体)名
代表者職氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜版地域循環型経済推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額
金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）
金 _____ 円
- 5 添付資料
 - (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類
（第 10 号様式（別紙 1 または別紙 2））
 - (2)課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第 10 号様式（別紙 1）（第 15 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第 10 号様式（別紙 2）（第 15 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金（申請・実績・確定）額 金 _____ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

7 6 の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法